

令和6年度申請者用

大学院医学系研究科博士前期課程

保健学専攻

学位申請の手引き

学位の種類：修士（保健学）

山口大学大学院医学系研究科

保健学専攻

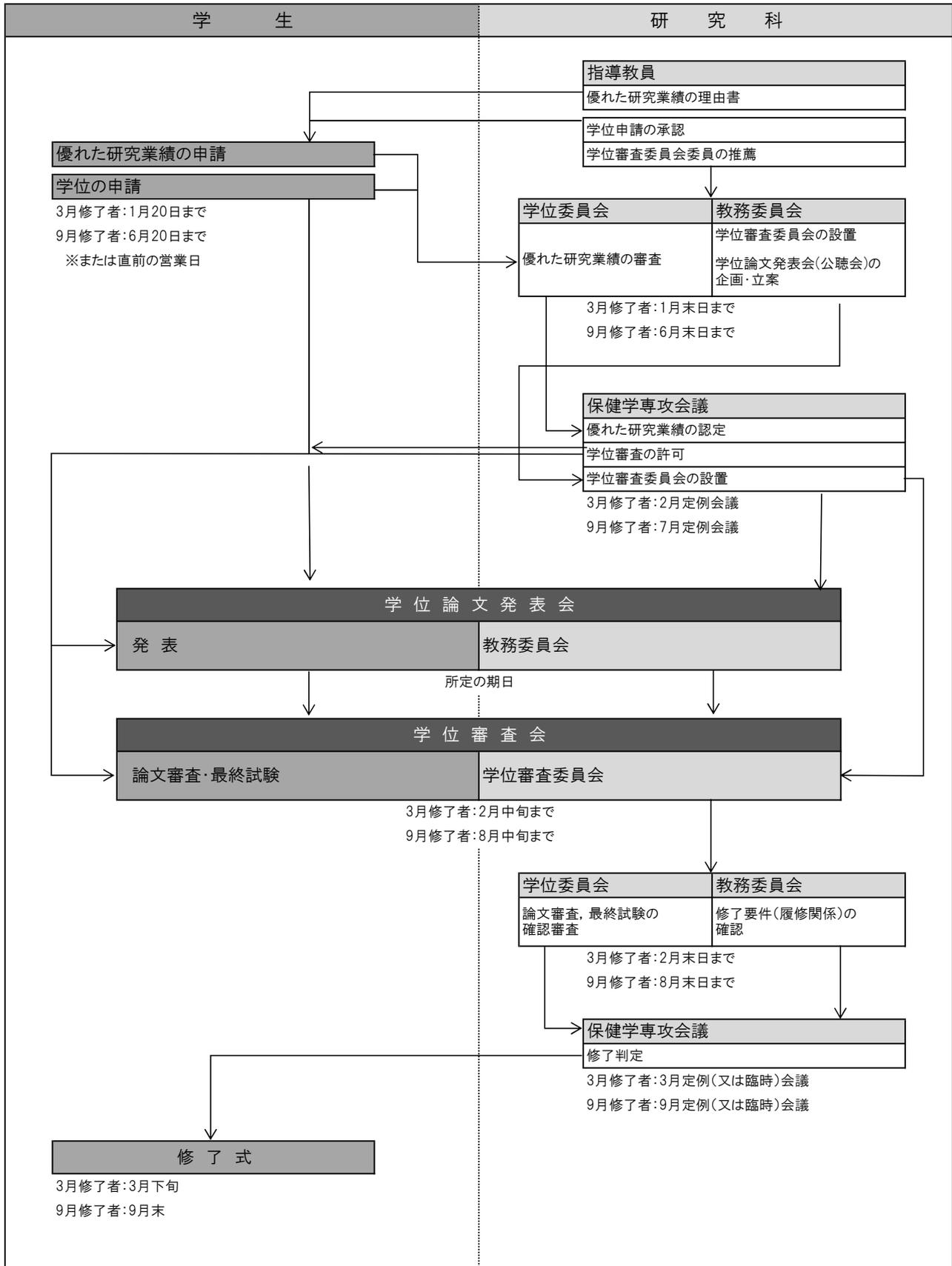
（山口大学大学院医学系研究科のホームページから「学位申請」をご確認ください）

目 次

I. 学位審査（修士）概略図	・ ・ ・ ・ ・ 1
II. 申請	・ ・ ・ ・ ・ 2
1. 学位申請の期日	
2. 学位審査申請書類	
3. 学位論文発表会，最終試験	
4. 修了判定及び学位授与	
5. 提出先等	
6. 学位論文の内容を特許出願することについて	
7. 個人情報保護について	
8. 学位論文の公表等について	
9. 学位申請に関する問合せ先	
III. 申請書類の作成上の留意点	・ ・ ・ ・ ・ 4
1. 学位論文の字体等	
IV. 修士学位論文審査基準	・ ・ ・ ・ ・ 5
関連規則	
1. 山口大学大学院医学系研究科保健学専攻博士前期課程の 学位授与に関する細則	・ ・ ・ ・ ・ 6
2. 山口大学大学院医学系研究科保健学専攻博士前期課程の 学位授与に関する細則の申合せ	・ ・ ・ ・ ・ 9
3. 山口大学大学院医学系研究科保健学専攻の 学位論文発表会の開催に関する取扱い	・ ・ ・ ・ ・ 12
各様式	・ ・ ・ ・ ・ 14

I. 学位審査(修士)概略図

【医学系研究科保健学専攻博士前期課程】



II. 申請

学位授与に関する細則（6～8p）及び同申し合わせ（9～11p）を確認の上、申請手続を行ってください。

学位申請にあたって、次の事項を確認してください。

- (1) 修了に必要な単位を修得済又は修得予定
- (2) 授業料の納付済又は2月末（9月修了予定者は、7月末）までに納付
特に、(1)の単位については、学務課で確認してください。

1. 学位申請の期日

- ・ 3月修了者は、同年の1月4日から1月20日までとする。
- ・ 9月修了者は、同年の6月1日から6月20日までとする。

*ただし、同日が国立大学法人山口大学職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成16年規則第58号)第6条に規定する休日の場合は、その直前の勤務日とする。(以下、日程に関する規定において同じ。)

2. 学位審査申請書類

次の書類を揃え学位申請してください。

- (1) 学位申請書（様式1） 1部
- (2) 学位論文（A4縦横書） 4部
和文又は欧文で記述し、表紙（様式2）を装丁してください。
- (3) 学位論文の抄録（様式3） 4部
- (4) 学位審査委員会委員候補者の推薦書（様式4）
指導教員へ依頼して下さい。
- (5) 指導教員の理由書
優れた研究業績による申請の場合は、指導教員に作成を依頼してください。
- (6) 学位論文公開についての同意書（修士）
- (7) 優れた研究業績を証明するもの

なお、主査・副査が3名を超える場合、(2) 学位論文および、(3) 学位論文の抄録は超えた人数分を追加して提出してください。

3. 学位論文発表会、最終試験

学位論文発表会、最終試験については、別途通知があります。

4. 修了判定及び学位授与

保健学専攻会議において、論文審査及び最終試験に合格し、修了が認定された者に学位（修士（保健学））が授与されます。

学位授与は、修了式等において行われますが、学務課より別途連絡します。

5. 提出先等

- (1) 書類は、医学部学務課へ提出してください。
- (2) 様式は、パソコン等でHPからダウンロードし、作成されて結構です。

6. 学位論文の内容を特許出願することについて

学位論文は、申請後、学位論文発表会でその内容を発表することになります。特許出願を予定している場合や特許出願の可否を検討している場合は、「学位論文発表会の開催に関する取扱い」に定める配慮をすることになっています。

該当する方は、学位申請時に、その旨の書面を研究科長あて（提出先は学務課）に提出してください。（様式任意）

7. 個人情報保護について

学位申請書等の内容は、申請者の個人情報に該当しますので、慎重に取り扱います。

提出された書類は、審査及び学位記授与手続きに使用します。審査終了後、学務課において必要部数保存すると共に、次の用途に使用する以外は焼却処分いたします。

- (1) 学位授与された者の学位論文は、学務課において閲覧用に使います。
- (2) 学位授与された者の学位記番号、氏名、授与年月日等は、検索用として整理する他、各種調査等の依頼に対しては、個人を特定できない内容で外部へ提供します。

8. 学位申請に関する問合せ先

〒755-8505 宇部市南小串1-1-1

山口大学医学部学務課大学院教務係

TEL 0836-22-2058 FAX 0836-22-2059

E-mail : me233@yamaguchi-u.ac.jp

Ⅲ. 申請書類の作成上の留意点

1. 学位論文の字体等

(学位論文の抄録の字体等については「研究発表会実施要領」による。)

- ・字 体：MS 明朝
- ・フォント：10.5 ポイント
- ・行数等：36行×40字（1440字）
- ・余 白：上部35mm，下部・左右30mm
- ・頁付け：下部中央
- ・学位論文についてはA4用紙10頁以上（図表，文献は含み，表紙・目次は除く。）で両面印刷とする。
- ・図表は，文中に入れる。
- ・論文は，フラットファイルに一部ずつ綴じるか，または左側2箇所をホチキスで綴じた上で必要部数を提出する。

IV. 修士学位論文審査基準

- (1) 学位申請論文が研究領域における学術的意義，新規性，創造性等を有しているか。
- (2) 課題について，2年間の研究期間に照らして十分有意な成果が得られたか。
- (3) 論文が論理的かつ明解に記述されているか。
- (4) 学位論文発表会・合同発表会等での口頭発表及び質疑に対する応答が論理的かつ明解に行われ，修士学位を授与するにふさわしい見識が備わっていると認められたか。

山口大学大学院医学系研究科保健学専攻博士前期課程の学位授与に関する細則

(趣旨)

第1条 この細則は、山口大学学位規則(昭和42年規則第27号。以下「学位規則」という。)第17条の規定に基づき、山口大学大学院医学系研究科保健学専攻博士前期課程(以下「本課程」という。)における学位授与について必要な事項を定める。

(学位申請資格)

第2条 学位を申請することができる者は、次のいずれかに該当する者又は学位を申請する日の属する学期末までに次のいずれかに該当する見込みの者とする。

- (1) 本課程に2年以上在学し、山口大学大学院医学系研究科保健学専攻博士前期課程及び博士後期課程の履修方法等に関する細則第2条に定める単位を修得した者。
- (2) 山口大学大学院学則(昭和42年規則第26号)第22条第6項ただし書き(以下「優れた研究業績」という。)に該当する者。

(優れた研究業績)

第3条 優れた研究業績は、山口大学大学院医学系研究科保健学専攻学位委員会(以下「保健学専攻学位委員会」という。)の議を経て、山口大学大学院医学系研究科保健学専攻会議(以下「保健学専攻会議」という。)で認定するものとする。

(学位申請)

第4条 修士の学位を得ようとする者は、特別研究を指導する教員(以下「指導教員」という。)の承認を得て、所定の期日までに学位論文等関係書類を添えて研究科長へ申請するものとする。

(学位審査の許可)

第5条 学位の申請があったときは、保健学専攻会議は、学位審査の許可を投票により決定するものとする。

(学位審査委員会)

第6条 保健学専攻会議は、前条により学位審査の許可を決定したときは、直ちに学位審査委員会を設置するものとする。

- 2 学位審査委員会は、論文の審査及び最終試験を行うものとする。
- 3 学位審査委員会は、本課程担当の教授のうちから選任された主査1名及び副査2名以上で構成する。ただし、そのうち1名を本課程特別研究担当の准教授、講師若しくは助教に代えることができるものとする。

- 4 前項において、2名を超えて副査を選出する場合は、学位規則第5条第3項に規定する教員等を加えることができるものとする。
- 5 指導教員は、主査に選任することができないものとする。
- 6 学位審査委員会は、論文の審査及び最終試験の結果について、保健学専攻学位委員会へ報告しなければならない。

(学位論文発表会)

第7条 学位論文の審査のため、学位論文発表会を開催するものとする。

- 2 学位論文発表会に関する事項は、別に定める。

(確認審査)

第8条 保健学専攻学位委員会は、学位審査委員会から報告のあった論文の審査及び最終試験の結果について、確認審査を行う。

- 2 保健学専攻学位委員会は、確認審査を行った後、その結果を保健学専攻会議に報告するものとする。

(修了要件の審議)

第9条 教務委員会は、履修関係の修了要件について審議する。

- 2 教務委員会は、審議を行った後、その結果を保健学専攻会議に報告するものとする。

(修了判定)

第10条 保健学専攻会議は、論文の審査及び最終試験の合否並びに課程修了の認否を投票により決定するものとする。

(学位授与)

第11条 前条において、課程修了が認定された者には、修了式の日をもって学位を授与する。ただし、修了式が課程修了認定日の属する月(以下、「認定月」という。)の翌月以降に行われる場合は、認定月の末日をもって学位を授与するものとする。

(雑則)

第12条 その他必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年6月7日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 28 年 5 月 11 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この細則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行し、令和 3 年 2 月 3 日から適用する。

山口大学大学院医学系研究科保健学専攻博士前期課程の学位授与に関する細則の申合せ

この申合せは、山口大学大学院医学系研究科保健学専攻博士前期課程の学位授与に関する細則(以下「細則」という。)第 11 条の規定に基づき、必要な事項を申し合わせる。

第 1 学位申請について (細則第 4 条関係)

1. 学位審査申請期日

(1) 3月修了者は、同年の1月4日から1月20日までとする。ただし、同日が国立大学法人山口大学職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成16年規則第58号)第6条に規定する休日の場合は、その直前の勤務日とする。(以下、日程に関する規定において同じ。)

(2) 9月修了者は、同年の6月1日から6月20日までとする。

2. 学位申請に必要な書類、作成要領等

(1) 学位申請書(様式1) 1部

(2) 学位論文 4部

A4版縦、横書きとし、和文又は欧文で次の項目について記述し、表紙(様式2)を装丁すること。

ア 要旨

イ 研究の背景

ウ 目的

エ 方法

オ 結果

カ 考察

キ 結語

ク 参考文献

(3) 学位論文の抄録(様式3) 4部

A4版縦、横書きとし、1枚とする。

(4) 学位審査委員会委員候補者の推薦書(様式4)

第 2 優れた研究業績について (細則第 3 条関係)

1. 優れた研究業績の基準

優れた研究業績は、次のいずれか一つに該当しなければならない。

(1) 学位論文の基になった論文が筆頭著者として学会誌等に掲載又は掲載予定(アクセプト済)であること

(2) 学位論文の内容について学会等から表彰等をうけたこと

(3) その他、指導教員から特に推薦を受けた者

2. 優れた研究業績の申請

優れた研究業績の認定を受けようとする者は、学位申請時に、第1の2に掲げる申請書類のほか、次の書類を提出しなければならない。

(1) 指導教員の理由書

(2) 優れた研究業績を証明するもの

3. 保健学専攻学位委員会での審議（1月末まで（9月修了者は6月末まで））

保健学専攻学位委員会では、申請者の所属領域の領域長が、次のことを説明するものとする。

(1) 申請者の入学年度，所属

(2) 指導教員名，優れた研究業績の根拠及び学位論文の概要

4. 保健学専攻会議での認定（2月の会議（9月修了者は原則7月の会議））

保健学専攻会議では、議長から保健学専攻学位委員会での審議経過を報告の後、資料に基づき審議の上、投票により認定する。

第3 学位審査について（細則第6条関係）

1. 学位審査委員会の設置

(1) 指導教員は、学位審査委員会委員候補者として予め同意を得た3名以上を推薦書（様式4）に記載し、学位申請者を通じて提出するものとする。

(2) 設置は、教務委員会の議を経て、保健学専攻会議で決定する。

各会議における審議資料として、学位審査委員会の設置（様式5）を配付する。

① 教務委員会での審議（1月末まで（9月修了者は6月末まで））

教務委員会では、申請者の所属領域毎に領域長が説明するものとする。

② 保健学専攻会議での審議（2月の会議（9月修了者は原則7月の会議））

保健学系専攻会議では、申請者の所属領域毎に領域長が説明し、審議の上、決定する。

(3) 優れた研究業績による申請者に係る学位審査委員会の設置は、短期修了資格が認定された後に行う。

2. 学位論文発表会の開催（2月中旬まで（9月修了者は8月中旬まで））（細則第7条関係）

(1) 学位論文発表会の日時，場所については、教務委員会で案を定め、保健学専攻会議で学位審査委員会の設置が承認された後に、決定するものとする。

(2) 学位論文発表会における発表順等については、教務委員会が決定する。

(3) 学位論文発表会参加者に、学位論文の抄録集を配付するものとする。

3. 学位審査委員会の審査（2月中旬まで（9月修了者は8月中旬まで））

(1) 学位審査委員会委員へ、学位論文及び学位論文の抄録を配付する。

なお、主査へは、論文審査・最終試験の判定結果（様式6）用紙を添付する。

- (2) 最終試験は、学位論文を中心としてこれに関連ある授業科目について試験する。
- (3) 論文の審査及び最終試験の後、学位審査委員会は判定を協議する。
- (4) 主査は、論文審査・最終試験の判定結果（様式6）を作成し、2月中旬まで（9月修了者は8月中旬まで）に提出するものとする。

第4 修了判定について（細則第10条関係）

1. 修了判定の審議

修了判定は、保健学専攻学位委員会及び教務委員会の議を経て、保健学専攻会議で審議するものとする。（3月（9月修了者は9月））

2. 修了判定資料

修了判定のための審議資料は、修了判定資料（様式7）とする。

3. 保健学専攻会議での審議

- (1) 保健学専攻会議では、申請者の所属する領域長が、修了判定資料の内容について説明する。
- (2) 保健学専攻会議議長は、領域毎に、申請者の学位論文の審査及び最終試験の可否並びに課程修了の認定を一括して投票により決定する。

第5 その他

この申合せにより難しいときは、保健学専攻学位委員会の議を経て保健学専攻会議が決定する。

附 則

この申合せは、平成17年11月2日から施行する。

附 則

この申合せは、平成18年6月7日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この申合せは、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この申合せは、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この申合せは、令和3年4月1日から施行する。

山口大学大学院医学系研究科保健学専攻の学位論文発表会の開催に関する取扱い

この取扱いは、山口大学大学院医学系研究科保健学専攻博士前期課程の学位授与に関する細則及び山口大学大学院医学系研究科博士後期課程の学位授与に関する細則に規定する学位論文発表会（以下「論文発表会」という。）の開催に関し、必要な事項を定めるものとする。

第1 論文発表会の企画・立案等は、保健学科教務委員会が行い、保健学専攻の議を経て実施するものとする。

第2 論文発表会で発表する内容が、特許出願を予定している場合又は特許出願の可否を検討している場合（以下「特許に関連する場合」という。）は、この取扱いにより必要な措置を講ずるものとする。

（用語）

第3 この取扱いにおける用語は、次のとおりとする。

- (1) 発表者とは、学位申請者で、発表会で発表する者をいう。
- (2) 主催者とは、発表会を開催する責任者をいう。
- (3) 参加者とは、発表会に参加するすべての者をいう。

（発表者）

第4 発表者は、特許に関連する場合には、論文発表会開催前に主催者にその旨書面により通知し、必要な措置を求めなければならない。

（主催者）

第5 主催者は、第4により発表者から求められた場合は、発表内容について、特許法第29条第1項の規定に該当するに至らないよう必要な措置を講じなければならない。

2 前本文により求めがあった場合は、発表会に代えて、主査、副査及び発表者だけによる個別の論文審査を行うことができるものとする。

3 主催者は、前第1項及び第2項の措置を講じた場合、発表会後の特許出願について責任を負わないものとする。

（参加者の守秘義務）

第6 特許に関連する場合には、参加者は発表会で発表される内容について、守秘義務に同意し、主催者が指定する書面に署名しなければならない。

（参加者の資格）

第7 参加者は、次の者に限定する。

- (1) 学位審査委員
- (2) 学位審査を受ける者
- (3) 学位審査を受ける者の所属する講座の教員
- (4) 学位審査を受ける者の所属する講座の大学院生
- (5) 学位審査を受ける者を研究指導した者

(参加者への事前通知)

第8 主催者は、発表会の開催案内において、参加者の入場制限及び守秘義務について周知しなければならない。

(発表会場)

第9 発表会場は、参加者以外の者の任意の入退室制限及び審査内容の漏洩防止が可能な場所を設定しなければならない。

(発表会で使用する資料)

第10 主催者は、審査会のために発表者が作成した資料を参加者に配布しようとする場合は、発表会を行う場所、時間内において配布し、退室時に当該資料を回収する措置を取らなければならない。

(持ち込み物品の制限)

第11 参加者は、録音装置、映像撮影装置等の持ち込み及び記録を行ってはならない。

(その他)

第12 その他、この取扱いに定めのない事項については、主催者の指示に従うものとする。

附 則

この取扱いは、平成17年6月15日から施行する。

附 則

この取扱いは、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この取扱いは、令和3年4月1日から施行する。

様式1

令和 年 月 日

山 口 大 学 長 殿

申請者

山口大学大学院医学系研究科

博士前期課程

保健学専攻 領域

本籍（都道府県名）

生年月日 平成 年 月 日

氏名 (印)

(氏名のローマ字表記：)

学 位 申 請 書

山口大学大学院医学系研究科博士前期課程(保健学専攻)の修了の認定を受けるため、下記の書類を添え、学位の申請をいたします。

記

- ① 学位論文 4部
- ② 学位論文の抄録 4部

注：本籍、生年月日は、戸籍抄本等で確認すること。

外国人留学生の本籍は、国名とする。

注：予定する審査委員会委員が3名を超える場合は超過分の部数を追加して提出すること。

様式 2

(研究題目) ○○○○○○○○ . . .

学位申請者

山口大学大学院医学系研究科博士前期課程

保健学専攻 ○○○領域

○ ○ ○ ○

作成要領

1. 論文題目名を筆頭に記載する。

なお、欧文の題目の場合は、和訳を括弧書きで付ける。

様式3

学 位 論 文 の 抄 録

氏 名

学位論文題目

学位論文内容の要旨

作成要領

1. 和文により，A4版縦，横書き1枚で作成する。
2. 論文題目名が欧文の题目的場合は，下に和訳を括弧書きで付ける。
3. 要旨は，簡潔に記載し，必要に応じて，図・表を含めても良い。
4. 学位論文が学会誌に公表済み又はアクセプトされているものを基にしている場合には，その題目，雑誌名，公表時期等を学位論文題目の次に記載する。

様式4

令和 年 月 日

研究科保健学専攻会議議長 殿

指導教員名



下記のとおり，学位審査委員会委員候補者として推薦します。

学位申請者

学位審査委員会委員候補者

主査

副査

副査

(副査)

(副査)

学位論文公開についての同意書(修士)

山口大学大学院医学系研究科長 殿

私が執筆した学位論文を公開することについて同意します。

年 月 日

研究科・専攻・ コース	医学系研究科											
学籍番号			-					-			-	
氏名												
住所 ※卒業後の連絡先 をご記入ください。	〒											
Tel.												
E-Mail												
論文名												

【個人情報の取扱いについて】 ご記入いただいた個人情報(学籍番号, 連絡先)は, 山口大学医学部における学位論文管理業務にのみ使用し, 第三者に公開されることはありません。

提出先 : 山口大学医学部学務課
大学院教務係
住 所 : 〒755-8505
宇部市南小串1-1-1
E-mail : me233@yamaguchi-u.ac.jp